

令和7年度 相模原市大規模事業評価の実施に関する方針について

令和7年6月1日現在

相模原市大規模事業評価実施要綱第5条の規定に基づく実施方針は、次のとおりです。

1 評価の対象

- (1) 事業名：津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業
- (2) 事業所管局：緑区役所
- (3) 事業概要：老朽化による建替え時期を迎える津久井総合事務所を中心に、周辺の公共施設を含めた公共施設の再編・再整備を行うことで、津久井地区における地域拠点を創出し、持続可能なまちづくりの実現を目指すもの

2 評価の時期（予定）

- (1) 大規模事業評価委員会：令和7年6月（概要説明）
- (2) 大規模事業評価自己評価調書作成：令和7年6月
- (3) 局内評価会議：令和7年6月
- (4) 市民意見聴取：令和7年7月1日～令和7年7月31日
- (5) 大規模事業評価委員会諮問：令和7年8月
- (6) 大規模事業評価委員会答申：令和7年10月
- (7) 対応方針の決定：令和7年10月
- (8) 対応方針の公表：令和7年10月

3 評価の視点（案）

(1) 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none">・公共が担う必要性はあるか・市が実施する必要性はあるか
(2) 事業の妥当性	<ul style="list-style-type: none">・整備手法は妥当か・事業規模は妥当か・整備場所は妥当か
(3) 事業の優先性	<ul style="list-style-type: none">・事業着手時期は適切か
(4) 事業の有効性	<ul style="list-style-type: none">・課題解決のための最も有効な手段か
(5) 事業の経済性・効率性	<ul style="list-style-type: none">・費用及びその内訳は適切か
(6) 環境・景観への配慮	<ul style="list-style-type: none">・周辺環境・景観との調和に配慮した検討がされているか・事業実施により、周辺環境・景観に及ぼす影響を想定し、当該影響を低減／回避するための工夫がされているか

※ 大規模事業評価委員会により、評価の視点が追加される場合があります。

4 評価の方法

- (1) 大規模事業評価委員会へ事業の概要を説明し、評価の視点を確定します。
- (2) 大規模事業評価自己評価調書の作成及び局内評価を実施します。
- (3) 局内評価結果について公表し、市民の意見を聴きます。
- (4) 大規模事業評価実施要綱第8条の規定に基づき、大規模事業評価委員会へ諮問します。
- (5) 大規模事業評価委員会の答申を受けた後、事業の対応方針を定め、公表します。

5 公表

- (1) 公表の内容：大規模事業評価自己評価調書、市民意見、委員会答申、対応方針
- (2) 公表の方法：相模原市ホームページにて適時公表します。

以 上

【問合せ】

大規模事業評価に関すること

市長公室 政策部 経営監理課

042(769)9240

keieikanri@city.sagamihara.kanagawa.jp

大規模事業評価対象事業に関すること

緑区役所 区政策課

042(775)8802

g-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp